

〔愛知県石油コンビナート等防災計画・地域編〕

名古屋港臨海地区特別防災区域

第4章 飛島村域

令和7年2月修正

目 次
〔名古屋港臨海地区特別防災区域〕
第4章 飛島村域

第 1 節 防災組織	飛	1
第 1 現地本部	飛	1
第 2 応援協力体制	飛	8
第 2 節 通報連絡体制	飛	9
第 1 通報系統	飛	9
第 2 情報の収集及び伝達	飛	11
第 3 災害広報	飛	12
第 3 節 救出救護	飛	13
第 4 節 避 難	飛	15
第 5 節 警戒警備	飛	17
第 6 節 緊急輸送	飛	18
第 7 節 交通規制	飛	19
第 8 節 災害別応急対策	飛	26
第 1 屋外タンク貯蔵所における災害	飛	26
第 2 陸上施設からの海上流出油等	飛	27
第 3 着栈船舶からの海上流出油等	飛	29
第 4 海上火災	飛	29

第4章 飛 島 村 域

第1節 防災組織

第1 現地本部

1 現地本部の組織

(1) 現地本部長及び現地本部員

総論編第3章第3節1「設置基準」に従い、飛島村に現地本部を設置する場合における現地本部の組織は、総論編第3章第3節2「現地本部の組織」に定めるほか、次のとおりとする。（図－1）

ア 防災本部長があらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員は表－1のとおりとする。

イ 災害の規模及び状況に応じて防災本部長が指名する現地本部員は表－2のとおりとする。

ウ 現地本部に現地本部長を補佐するため、現地本部長補佐を置き、副村長をもってこれに充てる。

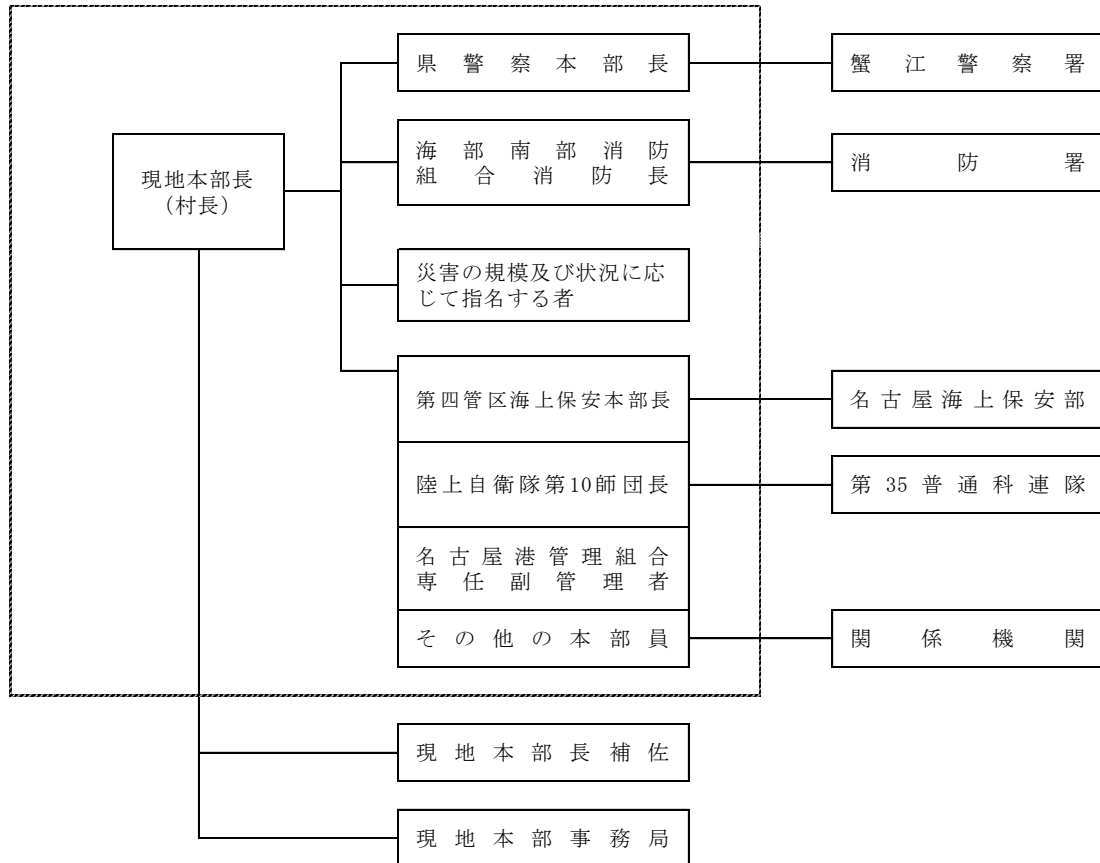
表－1 あらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員

現地本部長	現地本部員
飛 島 村 長	愛知県警察本部長（代理者 蟹江警察署長又はその署長の指名した者） 海部南部消防組合消防長

表－2 災害の規模及び状況に応じて指名する者

現 地 本 部 員	指 名 の 基 準
第四管区海上保安本部長	災害が海上に及び、若しくは及ぶおそれのある場合
陸上自衛隊第10師団長	大規模な自衛隊の災害派遣が行われた場合
名古屋港管理組合専任副管理者	名古屋港域に災害が及び、若しくは及ぶおそれのある場合
そ の 他 の 本 部 員	大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、現地本部長が必要と認めた場合

図－１ 現地本部の組織



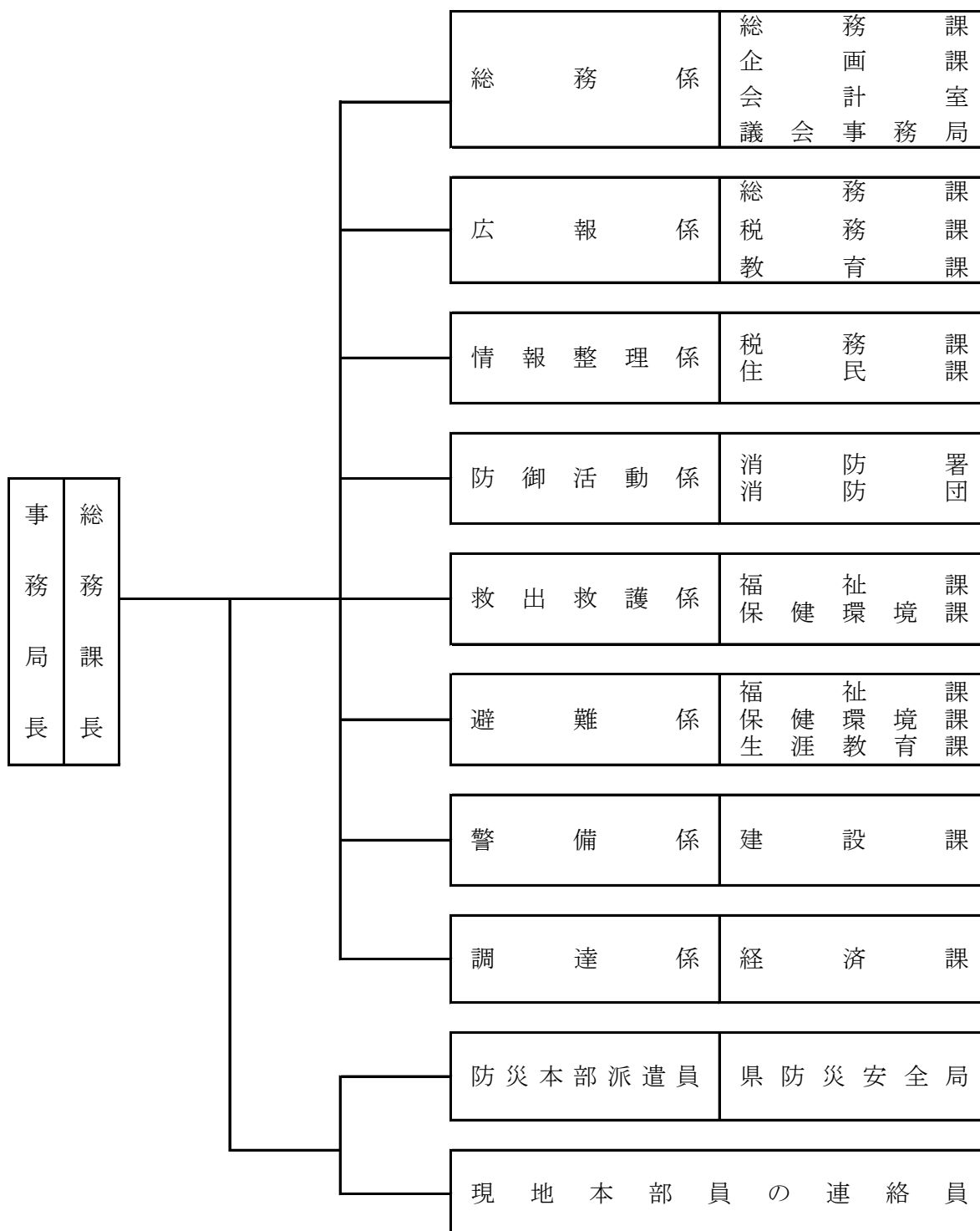
(2) 現地本部事務局

ア 事務局の組織

(ア) 現地本部に事務局を置き、飛島村及び海部南部消防組合消防本部は、その事務局として現地本部の設置及び運営に関し必要な事務を行う。

(イ) 現地本部員はその事務を補佐させるため、自機関の職員を連絡員として現地本部に同行することができる。

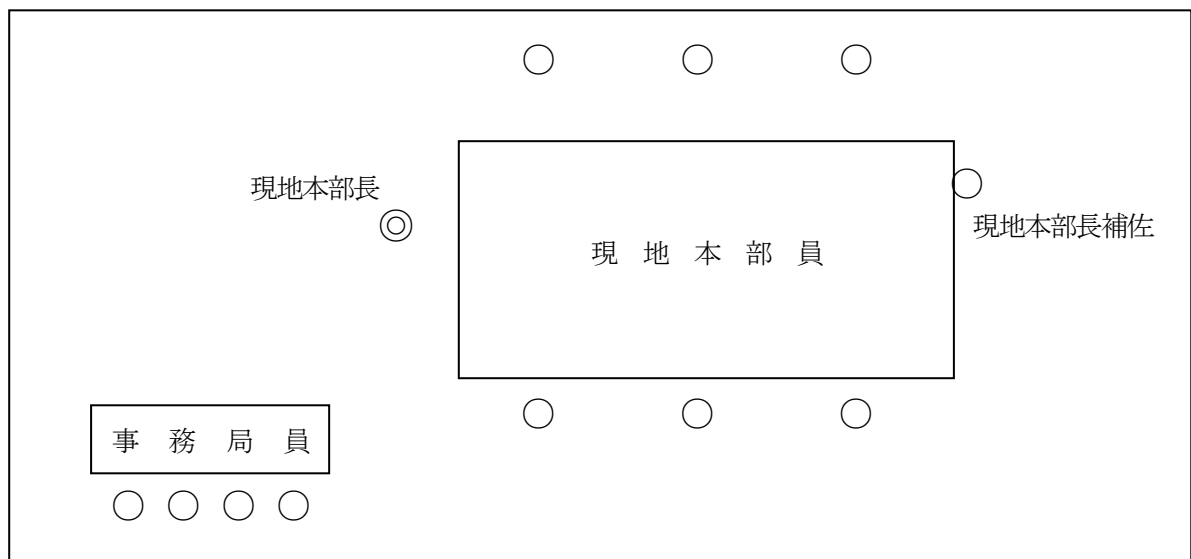
(ウ) 事務局の組織は、次の図のとおりとする。



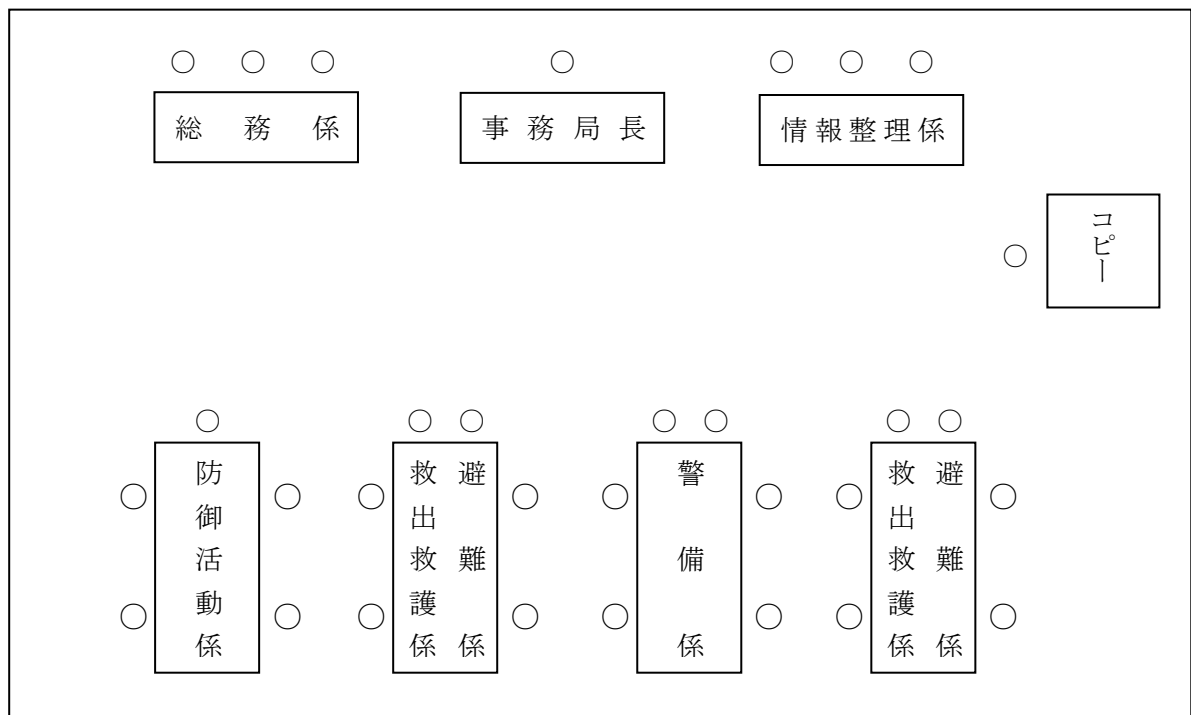
イ 事務局の各係の所掌事務

係 名	所 掌 事 務
総 務 係	(ア) 係相互間の連絡調整を行う。 (イ) 災害に関する情報を防災本部に対し必要の都度報告する。 (ウ) 現地本部の庶務に関することを行う。 (エ) 他の係の所掌に属しないことを行う。
広 報 係	(ア) 各機関の実施した広報活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 報道機関に提供する災害情報資料等の作成を行う。 (ウ) 広報活動に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。
情 報 整 理 係	(ア) 各係の作成した資料等の取りまとめを行う。 (イ) 災害に関する情報の整理、記録及び保存を行う。
防 御 活 動 係	(ア) 各機関の実施した防御活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 防御活動に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 (ウ) 災害の拡大状況、鎮圧状況、出動人員、資機材一覧表等について取りまとめる。
救 出 ・ 救 護 係	(ア) 各機関の実施した救出救護活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 救出救護活動に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 (ウ) 救出救護状況一覧表等を作成する。
避 難 係	(ア) 各機関の実施した避難活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 避難活動に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 (ウ) 避難場所、避難者、収容状況一覧表等を作成する。
警 備 係	(ア) 各機関の実施した警戒警備及び交通規制活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 警戒・警備及び交通規制に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 (ウ) 警戒区域一覧表・交通規制実施状況表等を作成する。
調 達 係	(ア) 各機関の実施した調達状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 調達すべき資機材及び緊急輸送車両等の把握を行う。 (ウ) 調達に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 (エ) 調達資機材一覧表等を作成する。

ウ 現地本部及び事務局の配置図
(現地本部)



(事務局)



2 現地本部の活動

(1) 情報の収集・伝達

ア 情報の収集

(ア) 災害発生事業所からの通報

災害発生事業所は、現地本部へ災害の状況、応急対策の実施状況等を逐次報告する。

(イ) 防災関係機関からの収集

防災関係機関は、現地本部へ各機関の実施した応急対策の実施状況等を逐次報告する。

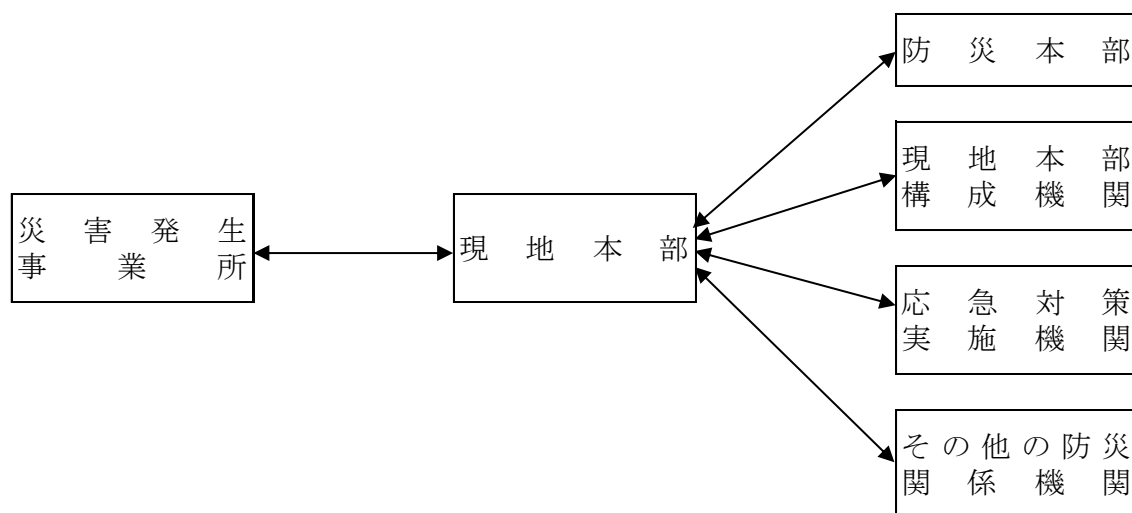
イ 防災本部への報告

現地本部長は総論第5章第2節「災害情報の収集及び伝達」に定めるところにより、収集、取りまとめた資料を防災本部事務局へ報告する。

ウ 防災関係機関への伝達

現地本部事務局は、他の防災関係機関が行う災害応急対策に必要な情報、資料を提供する。

エ 現地本部設置時における情報の収集・伝達系統図は次のとおりとする。



(2) 活動体制の調整

現地本部は災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関の実施する活動を調整する。

(3) 応援要請

現地本部長は、災害応急対策を実施するうえにおいて、必要と認めるときは、防災本部長に対し応援要請を行うものとする。

3 現地本部の設置及び廃止

(1) 設置場所

現地本部の設置場所は、原則として次の場所とする。ただし、防災活動の円滑な実施及び災害の状況の総合的把握を容易にするため必要な場合は、現地本部長の判断により適当と認める場所に設置することができる。

現 地 本 部 設 置 場 所	事 務 局	電 話 番 号
飛 島 村 役 場 会 議 室	村 総 務 課	0 5 6 7 - 5 2 - 1 2 3 1 (代)

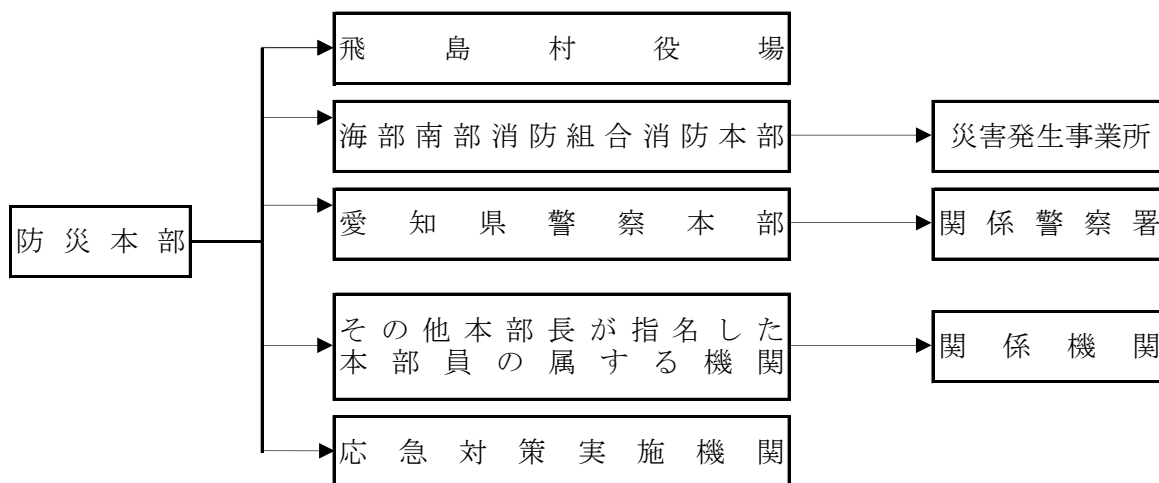
(2) 現地本部の表示

現地本部の標識は、現地本部が設置された村役場又はその他の場所の正面玄関等に提示する。

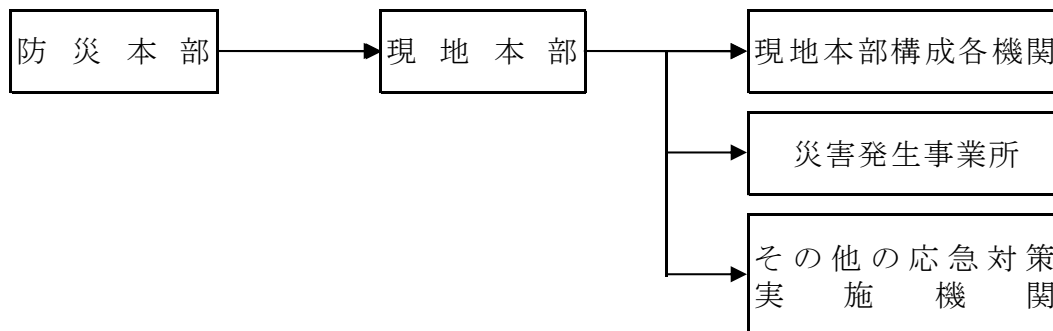
(3) 設置及び廃止の連絡

設置及び廃止の通知は、次に定めるところにより行い、現地本部設置場所及び設置若しくは廃止時刻を通知する。

(設置の場合)



(廃止の場合)



第2 応援協力体制

1 海部南部消防組合と国の機関との協定

協 定 名	協 定 機 関	協 定 年 月 日
名古屋海上保安部と海部南部消防組合消防本部との業務協定	名古屋海上保安部	昭和50年12月10日

2 海部南部消防組合と他機関との協定

協 定 名	協 定 機 関	協 定 年 月 日
消防相互応援協定	名古屋市	平成6年5月30日
桑名市・海部南部消防組合 消防相互応援協定書	桑名市	平成3年11月18日

協 定 名	協 定 機 関	協 定 年 月 日
愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県 38市14町2村8組合	令和4年4月1日
高速道路における消防相互応援協定	桑名市	平成19年11月21日
愛知県内広域消防相互応援協定	愛知県内24市2町8組合	平成15年4月1日
夜間照明施設の保管に関する協定	愛知県	平成16年2月26日
愛知県下高速道路における消防相互応援協定	17市1町5組合	平成28年3月10日
海部地方消防相互応援協定	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、海部東部消防組合	平成18年11月1日

第2節 通報連絡体制

第1 通報系統

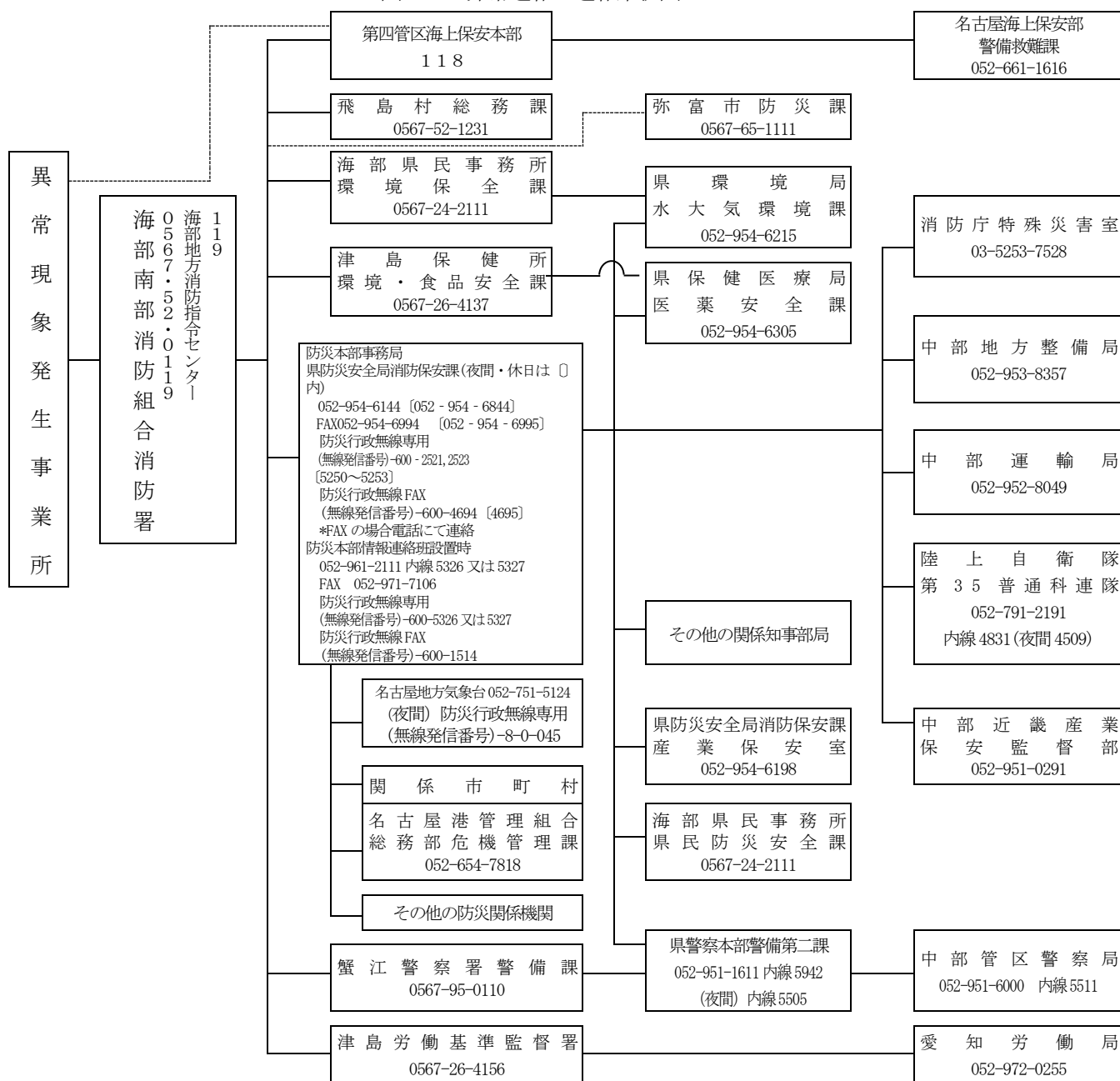
1 非常通報の通報系統

(1) 異常気象発生事業所は、消防本部に通報するほか、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部救難課運用司令センター（118）にも通報するものとする。

(2) 消防本部は、前項の通報を受けた場合は、速やかに総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式（特定の事故）」により図-2「非常通報の通報系統図」に示された関係各機関に通報する。

なお、第1報通報後、通報内容に変動が生じた場合は、適宜第2報以降を通報するものとする。

図-2 非常通報の通報系統図



2 気象情報等の伝達状況

気象情報等は、次に定めるところにより必要に応じ住民、船舶等に伝達するものとする。

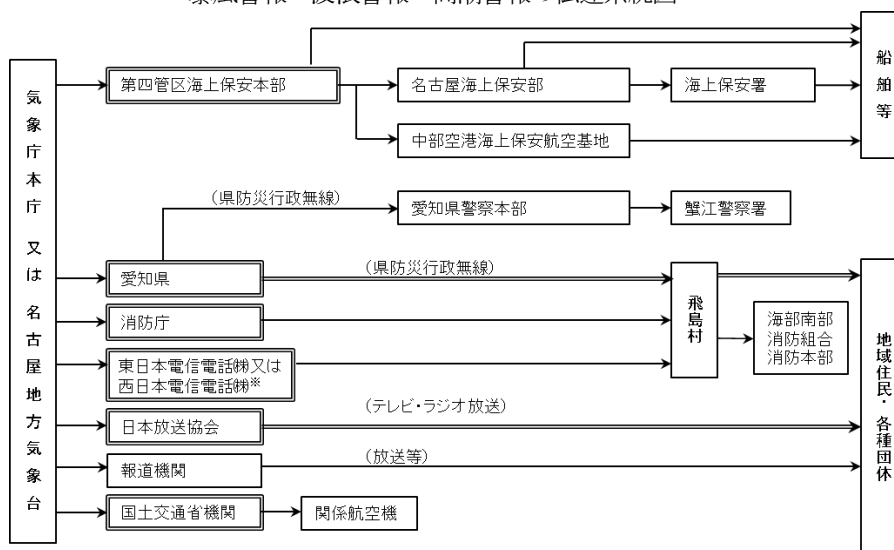
(1) 気象情報等の種類

大雨特別警報、暴風特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報、大雨警報、暴風警報、波浪警報
高潮警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報

(2) 伝達系統

気象情報等の伝達系統は次のとおりとする。

大雨特別警報・暴風特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報・大雨警報・
暴風警報・波浪警報・高潮警報の伝達系統図

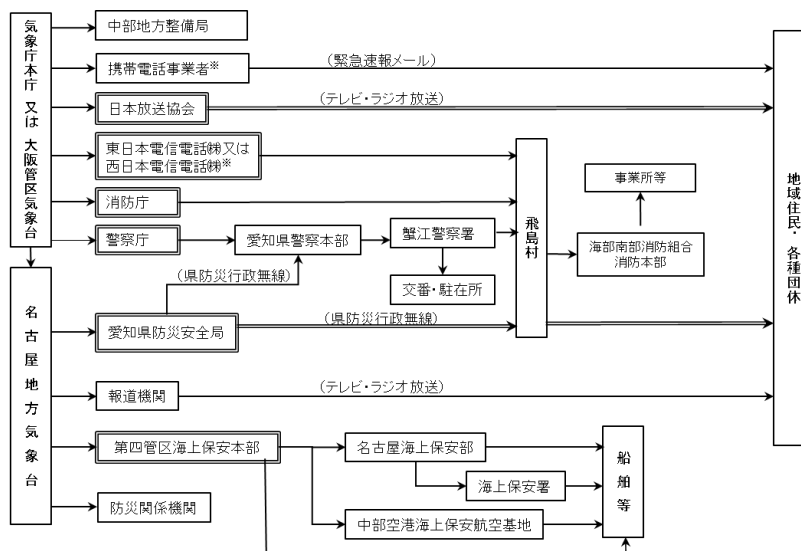


※気象庁から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

津波警報等の伝達系統図



※気象庁から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 津波警報等とは、大津波警報、津波警報、津波注意報、南海トラフ地震に関連する情報。

注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2 情報の収集及び伝達

1 収集及び伝達の方法

(1) 災害発生事業所

発生した災害の状況及びその実施した応急措置の概要等について、総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式（特定の事故）」により海部南部消防組合消防本部（現地本部を設置している場合は、同本部事務局総務班）へ報告する。

(2) 海部南部消防組合消防本部

災害発生事業所等からの情報及び自ら収集した情報を第1「通報系統」の図ー2「非常通報の通報系統図」により関係機関（現地本部が設置されている場合は同本部事務局総務班）に伝達する。

(3) その他の防災関係機関

各防災関係機関は、各々その組織を通じて所掌する防災活動の内容等の情報収集に努めるとともに、収集した情報を防災本部事務局（現地本部が設置されている場合は同本部事務局総務班）に伝達する。

2 情報の伝達時期及び内容

(1) 災害発生の直後

災害応急対策の実施状況と今後の実施予定

(2) 災害応急対策の実施中

ア 災害の状況

イ 災害応急対策の実施状況

ウ 今後予想される災害の態様

エ 今後必要とされる対策

オ 各機関の応急対策の調整を必要とする事項

カ その他必要な事項

(3) 災害応急対策の完了後

災害応急対策状況の全般に関する事項

3 通信手段の確保

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち最も迅速な方法で実施するものとするが自己の保有する通信施設が損壊し使用できないときは、他の防災関係機関及び関係事業所の通信施設、携帯無線、移動無線等の利用により通信手段の確保に努めるものとする。

方法等については、飛島村地域防災計画第3編第2章を準用する。

4 報告書の提出

(1) 石油コンビナート等特別防災区域内その他事業所（以下「その他事業所」という。）は、当該特定事業所における事故について、総論編掲載様式1「石油コンビナート等災害防止法関係事故報告書」（正本1通、副本3通）により、事故発生から10日以内に海部南部消防組合管理者に報告するものとする。

(2) (1)による報告書を受けた海部南部消防組合管理者は、副本1通を(3)に定める事故報告に添付して県に提出するものとする。この場合、次の事項に関する意見を添付する。

ア 現行法令、基準類に関する意見

イ 実験研究を要すると思われる事項

ウ 経済産業省、総務省消防庁に対する要望

エ その他海部南部消防組合管理者が必要と認める事項

(3) 海部南部消防組合管理者は、その他事業所における事故について、総論編掲載様式2「事故報告」を事故発生月の翌月の15日までに防災本部事務局長宛てに提出するものとする。

第3 災害広報

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 飛島村及び海部南部消防組合
- (3) 防災関係機関

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

災害発生事業所は、災害が周辺住民に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、広報班を編成し、事業所所有の広報車等により周辺住民に対し広報活動を行うものとする。

(2) 飛島村及び海部南部消防組合の措置

村及び組合は、現地本部事務局が収集、取りまとめた各機関実施の広報状況をもとに、必要に応じ地域住民に対し総合的な広報活動を行うものとする。

(3) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、自機関又は関係機関から得た情報のうち、地域住民に周知すべき事項について所有の広報手段をもって住民に周知するものとする。

第3節 救 出 救 護

1 実施機関

区 分	機 関 名
救 出	1. 飛島村、海部南部消防組合 2. 県警察（蟹江警察署） 3. 名古屋海上保安部
救 急 搬 送	1. 飛島村、海部南部消防組合 2. 県警察（蟹江警察署） 3. 名古屋海上保安部
医 療 救 護	1. 飛島村、海部南部消防組合 2. その他の防災関係機関及びその他事業所

2 実施内容

（1）村、組合、県警察及び名古屋海上保安部の措置

区 分	村 及 び 組 合	県警察（蟹江警察署）	名古屋海上保安部
救 出	村は災害により生命、身体が危険となった者を救急班により救助隊を編成し早急に救出する。	村及び関係機関と緊密な連携のもとに被災者の救出を行う。	村及び警察と連携して、被災者の救出を行う。
救 急 搬 送	村は救急車等をもって傷病者に対して応急手当を施すとともに医療救護機関へ搬送する。	負傷者については、医療機関（医療救護所を含む。）に収容する。	救出した被災者のうち負傷者等医療救護を要する者については、村及び県警察と緊密な連携のもとに医療機関（医療救護所を含む。）に収容する。
医 療 救 護	村は、避難所及び災害現場において被災傷病者に対して応急医療を実施するとともに、必要に応じ医療救護所を開設し医療救護にあたるものとする。また被災傷病者に対する医療救護の実施が困難な場合は、指定救急病院へ搬送する。		医療機関等により応援の要請を受けた名古屋海上保安部は、積極的にその業務に協力する。

(2) その他の防災関係機関及びその他事業所の措置

ア 県は、村から要請があった場合、災害対策本部の指示により、必要な医療救護班の編成を災害拠点病院、日本赤十字社愛知県支部及び県医師会に要請し、出動する。

さらに、医療及び助産の確保を必要とする場合は、自衛隊、国立病院機構又は他県に対して応援を要請する。

イ 日本赤十字社愛知県支部、県医師会及び国立病院機構は、県から応援要請を受けたとき、又は必要があると認めるときは、必要な医療救護を実施する。

ウ その他事業所等は、応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

3 応援協力関係

村長は、救出救護等について、あらかじめ管内医師会等と協議しておくものとするが、現地本部のみでは救出救護の実施が困難と判断した場合は、防災本部等関係機関へ応援について要請するものとする。

第4節 避難

1 実施機関

- (1) 飛島村、海部南部消防組合
- (2) 県警察（蟹江警察署）
- (3) 名古屋海上保安部

2 実施内容

(1) 村及び組合の措置

ア 避難誘導の実施分担については、次のとおりとする。

避難施設名	誘導班		避難所班		連絡窓口 (電話番号)
	班名	担当係	班名	担当係	
公民館分館体育館 総合体育館	救助部 民生班				(呼)0567－ 55－1071
	消防部 救急班	民生班	医療班	民生班	
	蟹江警察署避難誘導班				0567－ 52－3351

イ 避難路

避難路は図－3「避難路及び緊急輸送路図」のとおりである。

(2) 県警察（蟹江警察署）の措置

ア 避難の指示

(ア) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合で、特にその必要があると認められる事態において、村長が立退きを指示することができないと認めるとき又は村長からの要求があったときは、自ら立退きを指示する。なお、この措置をとったときは、直ちに村長に通知する。

(イ) 災害で危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その場の危害を避けるために、避難させる等必要な措置をとる。

イ 避難の誘導

避難の誘導にあたっては、村と緊密な連絡のもとに現場の状況に応じ交通規制を実施するなど、避難を容易にするように努め、可能な限り村の定める避難場所に誘導する。

(3) 名古屋海上保安部の措置

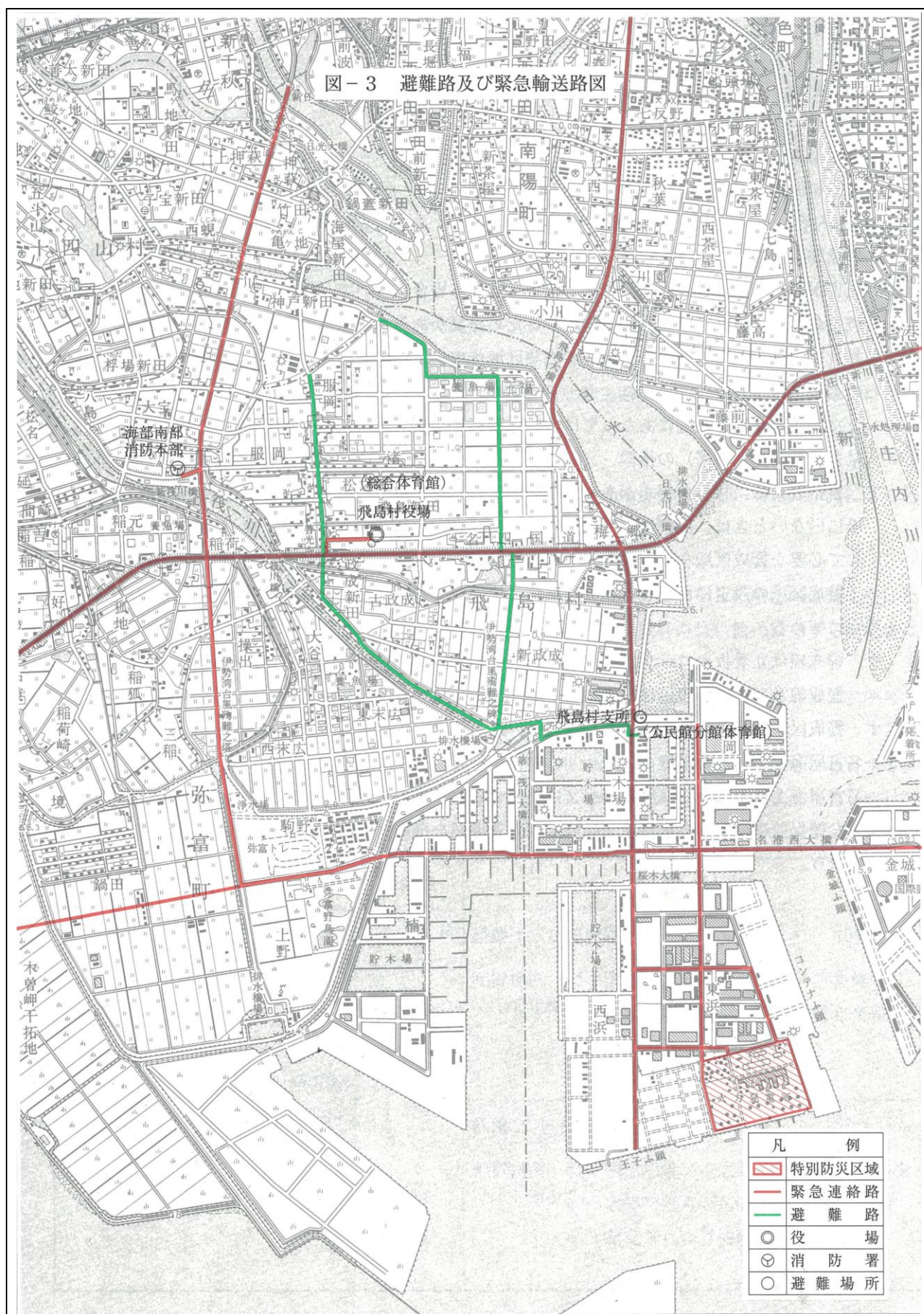
ア 名古屋海上保安部長は、避難のため必要と認めるときは、現場周辺の海域における船舶の航行を制限し、若しくは禁止する。また、必要と認めるときは巡視艇により避難の誘導を行う。

イ 村長又は防災本部長から応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

ウ 状況により名古屋海上保安部長は、他部署からの派遣を要請する。

3 応援協力関係

村は、必要に応じて消防団に対し避難誘導の実施を指示するとともに、単独では処理できないと判断した場合は、県及び防災関係機関に応援の出動を要請し、その協力を得るものとする。



第5節 警 戒 警 備

1 実施機関

- (1) 飛島村、海部南部消防組合
- (2) 県警察本部（蟹江警察署）
- (3) 名古屋海上保安部

2 実施内容

(1) 村及び組合の措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特別防災区域及びその周辺における人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

また、警戒警備の実施にあたっては、関係警察署及び防災関係機関と協力して行うものとする。

(2) 県警察（蟹江警察署）の措置

ア 警察署長は、村長の要求があった場合、この要求に基づき警戒区域を設定する。前記設定権者が現場にいないときは、災害の規模により図－4「交通規制計画」の各第1次～第3次規制地域を基準として必要な警戒区域を設定する。

イ 警戒区域の設定にあたっては、地域住民等の安全と関係機関の救助活動等応急措置の円滑を図るよう努める。

ウ 警戒線は、立看板、ロープ、赤旗、赤色灯等の資機材を活用して設定し、住民等に徹底する。

エ 警戒線及びその周辺には、必要な要員を配置して立入禁止等の措置をし、群衆整理を行う。

オ 警戒区域及びその周辺の警らを強化し、危険防止と各種犯罪の予防、取締りを行う。

(3) 名古屋海上保安部の措置

名古屋海上保安部長は、災害発生又は発生するおそれのある海域及びその周辺海域のうち、船舶交通の安全確保並びに災害応急対策上必要と認める海域を警戒区域に設定し、船舶の航行制限など必要な措置を行う。

第6節 緊 急 輸 送

1 実施機関

- (1) 飛島村、海部南部消防組合
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) その他の防災関係機関及びその他事業所

2 実施内容

(1) 村及び組合の措置

ア 村及び組合は、必要な場合ただちに泡消火薬剤、土のう、油吸着剤等の災害応急対策用資機材の応援が求められるように、あらかじめ必要な輸送力の確保に努めるものとする。

イ 緊急輸送の必要が生じた場合は、図－3「避難路及び緊急輸送路図」に定める緊急輸送路等により最も適切な方法で輸送するものとする。

(2) 名古屋海上保安部の措置

名古屋海上保安部は、巡視艇により災害対策要員及び必要資機材の輸送に当たる。なお、状況により名古屋海上保安部長は、他部署からの派遣を要請する。

(3) その他の防災関係機関及びその他事業所の措置

防災関係機関及びその他事業所は、緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、緊急輸送の実施輸送力の確保に関し必要な措置を講ずる。

3 応援協力関係

- (1) 輸送力に不足を生じた場合、県及び防災関係機関に対し応援の要請をするものとする。
- (2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力するものとする。

第7節 交 通 規 制

1 実施機関

- (1) 道路管理者
- (2) 県警察（蟹江警察署等）
- (3) 名古屋海上保安部

2 実施内容

(1) 道路管理者の措置

道路管理者は、道路の破損、欠壊等により交通が危険であると認められる場合又は工事のためやむを得ないと認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 県警察（蟹江警察署等）の措置

ア 規制の方法

県警察（蟹江警察署等）は、発生した災害の規模に応じ、図－4「交通規制計画」により、必要な交通規制を実施する。

イ 標識の設置

交通規制を行う場合は、必要なところに規制内容を表示した標識を設置する。ただし緊急を要するため標識の設置が困難なときは、現場警察官の指示その他適宜の方法により、通行の禁止、制限等の規制を実施したことを明示する。

ウ 広報

交通規制の広報については、立看板、案内板、広報車等の活用を図るほか、ラジオ、テレビ等の積極的な協力を得て実施する。

(3) 名古屋海上保安部の措置

ア 規制の方法

名古屋海上保安部長は、災害発生海域及びその周辺地域における船舶交通の安全を確保するため必要があるときは、危険海域を設定し危険海域内の船舶に対しその海域から撤去を、あるいはその海域に進入禁止等を命ずる。

また、災害応急対策活動の遂行上支障のある海域を航泊禁止区域とするほか、付近船舶に対しう回航路を設定又は速力制限を行い、防災活動を阻害しないよう措置する。

イ 標識の設置

交通規制海域を明示するため、浮標等の標識を設置する。

ウ 広報

交通規制海域を設定した場合、現場においては巡視船艇により航行船舶等に周知するとともに、その旨を緊急通信、安全通信、港長公示等によるほか報道関係への協力要請により周知徹底する。

図－４ 交通規制計画

凡 例

記号	内容
	特 別 防 災 区 域
	緊 急 交 通 路
	規 制 路 線 及 び 番 号
	規 制 地 域
	要 員 配 置 地 点 及 び 番 号 規 制 地 点 整 理 地 点
	う 回 路
	警 察 署

規制の区分

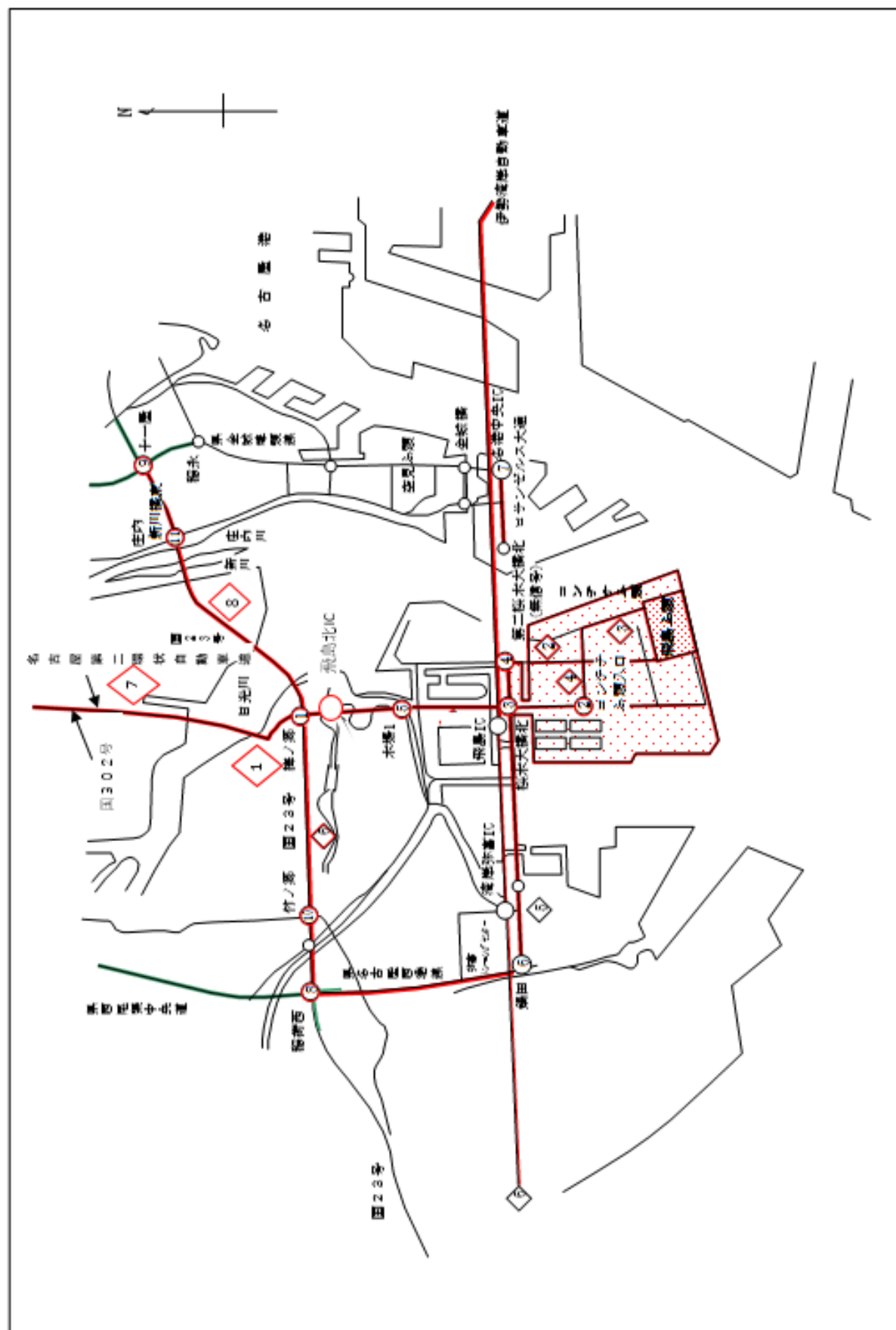
区 分	内 容
第１次規制	事故発生直後において実施する。
第２次規制	災害の規模、交通の混雑状況等に応じ、規制路線（地域）を拡大強化する。
第３次規制	災害の拡大防止のため、特に広域規制が必要と認められる場合に実施する。

飛島ふ頭の交通規制計画

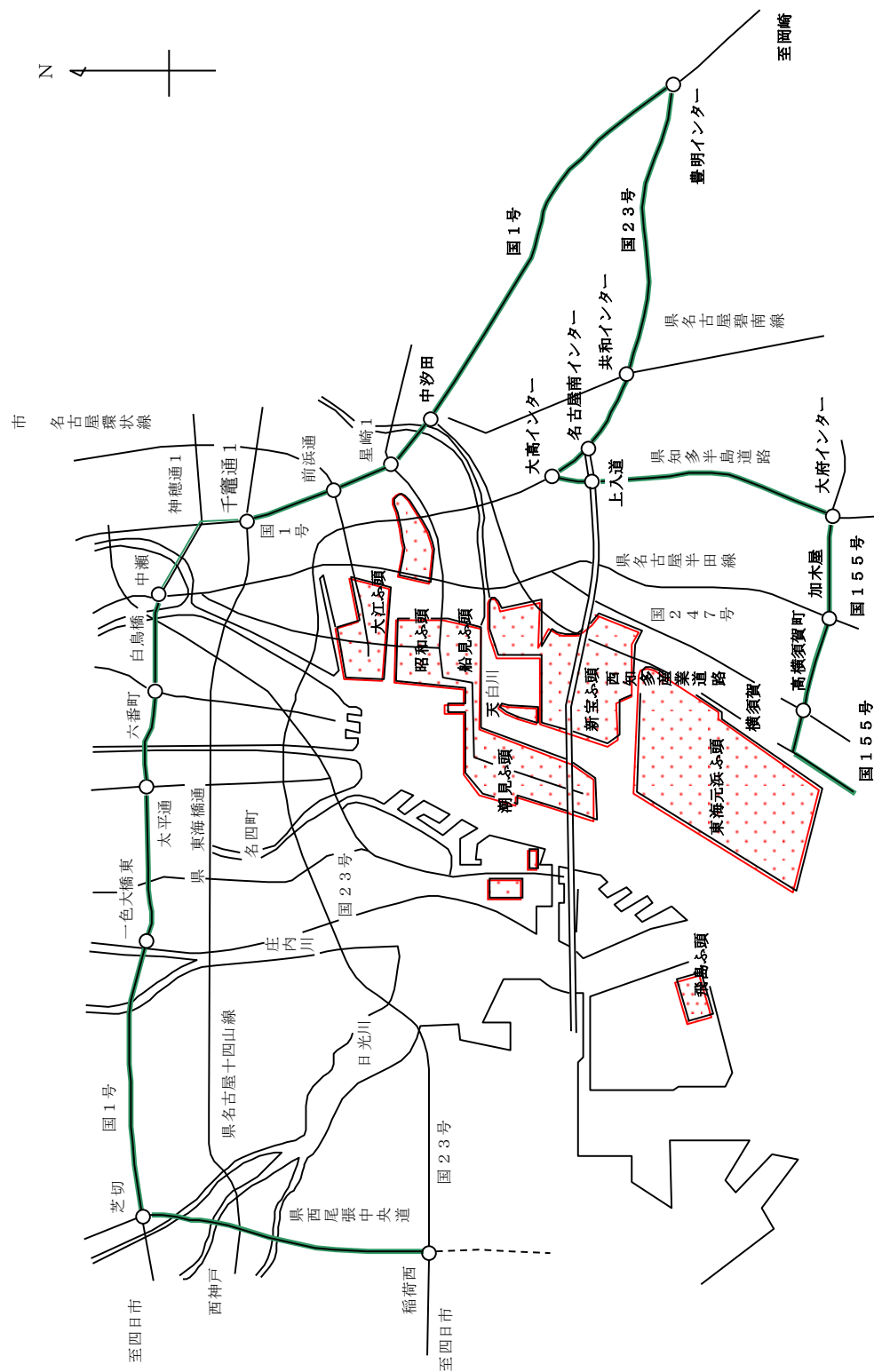
区域別 規制別 区分			交通規制路線（区域）				要員配置地点			
			番号	路線名	区間	距離	番号	署別	地点（交差点）名	規制内容
名古屋港臨海地区	海部郡飛島村・飛島ふ頭	第1次規制	①	③302号	梅之郷～木場	km 4.8	①	蟹工	梅之郷	南進禁止
			②	④港湾11号線	住友物産南 ～JERA&M本部 西名古屋 火力発電 所北	1.8	②	〃	コンテナふ頭 入口	南進及び東進禁止
			③	④港湾10号線	コンテナふ頭北 ～コンテナふ頭南	0.8	③	〃	桜木大橋北	南進禁止
			④	④港湾15号線	コンテナふ頭入口 ～コンテナふ頭北	1.0	④	〃	第二桜木大橋 北（無信号）	南進禁止
			⑤	⑤名古屋西港線	鍋田～第二桜木大橋北	4.2	⑤	〃	木場1	南進禁止
			⑥	伊勢湾岸自動車道	名港中央IC ～湾岸弥富IC	6.1	⑥	〃	鍋田	東進禁止
							⑦	高速	名港中央IC	下り線通行禁止、 本線車両を流出誘導
							○	〃	飛島IC	上下線流入閉鎖
	飛島ふ頭	第2次規制	⑦	名古屋第二環状 自動車道	飛島北IC ～飛島JCT	2.6	○	〃	湾岸弥富IC	上り線通行禁止、 本線車両を流出誘導
							○	港	その他の主要 地点	車両の通行禁止 その他整理誘導
							高速	飛島北IC	飛島北IC	内回り通行、 流入禁止、 本線車両を流出誘導
							蟹工	稲荷西	稲荷西	東進禁止
			⑧	③23号	稲荷西～十一屋	km 8.5	⑧	港	十一屋	西進禁止
							⑨	港	十一屋	西進禁止
							⑩	蟹工	竹之郷	東進禁止
							⑪	港	庄内新川橋東	西進禁止
			⑫				蟹工 港 中川	その他主要地 点	その他主要地 点	車両の通行禁止 その他整理誘導

区域別 規 制 別 区分			交通規制路線（区域）	要員配置地点			
				番号	署別	地点（交差点）名	規制内容
名古屋港臨海地区	海部郡飛島村・飛島ふ頭	第3次規制	災害の拡大防止のため、特に広域規制が必要と認められるときは、災害の規模、交通の混雑状況等に応じ、「西四区交通規制図（第3次）」による一般車両のう回規制を行い、地域内への車両の進入を禁止、制限する。		蟹江	稻荷西	
					〃	西神戸	
					〃	芝切	
					中川	一色大橋東	
					〃	昭和橋通3	
					熱田	六番町	
					〃	一番2	
					〃	中瀬	
					瑞穂	神穂通1	
					南	千籠通1	
					〃	前浜通	
					〃	本地通1	
					緑	星崎1	
					愛知	豊明インター	
					東海	共和インター	
					緑	大高インター	
					東海	大府東海 IC	
					〃	内堀南	
					〃	高横須賀町	
					〃	横須賀インター	
					関係署	その他主要地点	

飛島ふ頭の交通規制図 (第2次)



飛島ふ頭の交通規制計画（第3次）



第8節 災害別応急対策

第1 屋外タンク貯蔵所における災害

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 飛島村、海部南部消防組合

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 屋外タンク貯蔵所に漏洩、火災その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

(ア) 一般的な措置

- a 危険物の漏洩、火災及び爆発等が発生するおそれがある事態が生じたときは、取扱作業（機器等の運転を含む）を停止し、直ちに構内緊急通報を発する。
- b 危険物の漏洩、火災及び爆発等の事態が生じたときは、直ちに構内及び消防機関に通報するとともに、所有の消火設備を活用し、災害発生現場の従業員は、災害の拡大防止及び消火活動に従事する。
- c 自衛防災組織の消防隊は、定められた指揮者の指揮のもとに、それぞれの分担任務に従って消火活動を実施する。
- d 付近住民に被害が及ぶおそれがある場合は、付近住民に広報を行う。

(イ) 漏洩の場合の措置

- a 直ちに漏洩箇所の応急処置を講ずる。
- b 引火の危険性があるので、応急作業を行う前は、火気、電気設備等を直ちに遮断する等の措置を講じ、必要に応じ、事前に可燃性ガスの測定を行う。

(ウ) 火災の場合の措置

- a 構内の従業員等は、全ての作業を中止し、各タンクの元バルブを閉鎖し、機器の運転を中止する。
- b 冷却注水による散水により、隣接危険物施設への延焼防止に努めながら、火災タンクの消火設備により消火する。
- c 隣接設備等の火災によりタンクが爆発する危険性がある場合は、急きょ安全な場所に退避する等の処置を講じる。

イ 地震が発生したときは、次の措置を講じる。

(ア) 震度4以上の地震が発生した場合は、緊急施設点検（一次点検）を行い、何らかの異常が認められた場合には、当該異常の内容を所在市町村（所轄消防本部（署））へ電話等により速やかに報告するものとする。

(イ) 危険物施設の取扱作業を迅速かつ安全に停止するとともに、施設、設備の被害を的確に把握し、可燃性ガス等による二次的災害を最小限に食い止める。

(ウ) 油槽、配管、バルブ等の破損による漏洩、流出の場合は、直ちに漏洩、損傷箇所等の点検を行い、必要に応じ応急処置を講じる。

(2) 村及び組合の措置

災害の種類	出動体制	機関名	人員	資機材		活動内容
火災	1次	海部南部消防署 飛島村消防団	人 25 20	はしご自動車 化学自動車 水槽車 水槽付消防ポンプ自動車 救助工作車 指揮車 査察車 小型動力ポンプ付積載車 指令車	1台 1台 1台 2台 1台 1台 1台 3台 1台	(1) 消火活動及び消火活動上の資機材の調達を行う。 (2) 隣接タンク等への延焼防止措置を行う。 (3) 防災関係機関への災害情報の伝達を行う。 (4) 火災発生事業所からの現場状況聴取を行う。
	2次	海部南部消防署 飛島村消防団	15 50	水槽付き消防ポンプ自動車 広報車 小型動力ポンプ付積載車	4台 1台 5台	上記活動内容のほか (1) 付近住民等に対する災害広報を行う。 (2) 必要防災資機材の搬送を行う。
	3次	海部南部消防署 飛島村消防団	3 69	資機材搬送車 査 察 車	1台 1台	上記活動内容ほか (1) 防災関係機関の出動要請を依頼する。

3 応援協力関係

現地本部を設置した場合、村長は次表の防災関係機関へ出動を要請するものとし、各機関の活動については、次表のとおりとする。

なお、大型3点セットが5セット、普通消防車16台が必要となる場合が考えられるので、特別防災区域所在市町村は、相互に一体となって、県下統一的な応援協力体制を確立するものとする。

災害の種類	防災機関名	人員	資機材	活動内容
火 災	弥 富 市 消 防 団	125	小型動力ポンプ付 積載車 9台	消火活動及び消火活動上必要な資機材の調達を行う。

第2 陸上施設からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 飛島村、海部南部消防組合
- (4) 名古屋港管理組合

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

- ア 流出油等応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。
- イ 所有する防災船等を出動させ、流出油等の拡散防止に当たる。
- ウ 流出油等拡散調査及び現場付近海域の警戒警備を行う。

(2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人 員	資 機 材	数 量	活 動 内 容
第四管区海上保安本部	5 人			1. 流出油等応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2. 巡視船艇を出動させ、防災関係機関と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、流出油等の拡散防止に当たる。 3. 巡視船艇及び航空機により浮流油等調査並びに現場付近海域の警戒を行う。 4. 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行うとともに付近海域における火気の制限又は禁止等の措置を講ずる。 5. 災害発生施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
(名古屋海上保安部)	115	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	640 m 6,120 ℓ 484 kg 1 式 1 式	
(衣浦海上保安署)	16	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材	220 m 270 ℓ 335 kg	
(三河海上保安署)	17	油処理剤 油吸着材	918 ℓ 170 kg	
〔中部空港海上保安 航 空 基 地〕	50	油処理剤 油吸着材	342 ℓ 69 kg	
(四日市海上保安部)	44	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット	1,000 m 6,600 ℓ 570 kg 1 式	
(鳥羽海上保安部)	78	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	140 m 4,572 ℓ 419 kg 1 式 2 式	
〔鳥羽海上保安部 浜 島 分 室〕	12	油処理剤 油吸着材	620 ℓ 103 kg	
(尾鷲海上保安部)	54	油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	2,214 ℓ 399 kg 1 式 1 式	
飛 島 村 海 部 南 部 消 防 組 合	24	油処理剤 油吸着材	390 ℓ 193 kg	1. 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。 2. 沿岸漂着油の防除措置を講ずるとともに、地先海面の浮流油を巡視、警戒する。 3. 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。
名古屋港管理組合		オイルフェンス 油処理剤 油吸着材	1,200 m 3,200 ℓ 350 kg	
中部地方整備局	34	油回収船	2 隻	油回収船を出動させ、流出油の除去を行う。

第3 着陸船舶からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 飛島村、海部南部消防組合
- (4) 名古屋港管理組合

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

本節第2「陸上施設からの海上流出油等」の災害発生事業所の措置に準じた措置を行う。

(2) 防災関係機関の措置

機関名	人 員	資機材	数 量	活 動 内 容
名古屋海上保安部	本節第2. 2. (2)に同じ			1～4は、本節第2. 2. (2)の1～4に同じ 5. 船体並びに流出油等の非常処理を行う。 6. 災害発生船舶に対し、災害局限措置の指示を行う。
飛島村、海部南部消防組合	本節第2. 2. (2)に同じ			本節第2. 2. (2)に同じ
名古屋港管理組合	本節第2. 2. (2)に同じ			本節第2. 2. (2)に同じ

第4 海上火災

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 飛島村、海部南部消防組合
- (4) 名古屋港管理組合

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

- ア 所有する防災船等により、必要な消火活動を実施する。
- イ 消火活動上必要な資機材の確保及び輸送を行う。

(2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人 員	資 機 材	数 量	活 動 内 容
第四管区海上保安本部	5 人			1. 消火活動上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2. 巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。 3. 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行う。 4. 災害発生船舶又は施設に対し、局限措置の指示を行う。 5. 船体等の非常処分を行う。 6. 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火並びに他への波及防止に当たる。
（名古屋海上保安部）	115	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	7,200 ℓ 2,000 kg	
（衣浦海上保安署）	16	泡消火薬剤	100 ℓ	
（三河海上保安署）	17	泡消火薬剤	500 ℓ	
〔中部空港海上保安 航 空 基 地〕	50	泡消火薬剤	180 ℓ	
（四日市海上保安部）	44	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	13,400 ℓ 2,000 kg	
（鳥羽海上保安部）	78	泡消火薬剤	600 ℓ	
〔鳥羽海上保安部 浜 島 分 室〕	12	泡消火薬剤	420 ℓ	
（尾鷲海上保安部）	54	泡消火薬剤	2,200 ℓ	
飛 島 村 海 部 南 部 消 防 組 合		泡消火薬剤	2,795 ℓ	1. 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。 2. 消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出危険物の拡散防止活動を実施する。 消火活動等を実施するにあたっては、陸上への波及防止について十分に留意をするものとする。 なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。
名古屋港管理組合				1. 港湾管理者として、港湾施設を守るため防護活動を行う。 2. 港湾機能に支障を来たすおそれがある場合、又は名古屋海上保安部若しくは市町村から協力を求められた場合は、本組合所有の船舶及び名古屋港タグ事業協同組合との協定「災害時における曳き船による応急対策業務に関する協力協定」により協同組合員の所有又は運航する曳き船が初期消火活動に協力する。